

一般財団法人渋谷区スポーツ協会 定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 本法人は、一般財団法人渋谷区スポーツ協会 と称し、英語表記を Shibuya Sports Association とする。

(事務所)

第2条 本法人は、主たる事務所を東京都渋谷区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本法人は、渋谷に住む人・渋谷で働く人・渋谷で学ぶ人などに対し、スポーツや文化活動をする・見る・支える・つながる経験を通じて、生涯にわたり、心身の健康増進を図る機会及び場を創出することを目的とする。

(事業)

第4条 本法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) スポーツ大会等、各種スポーツ振興事業の実施及び援助
- (2) スポーツ振興のための計画・調査及び啓発
- (3) スポーツ指導者の育成、登録及び派遣
- (4) スポーツに関する情報の収集及び提供
- (5) スポーツ功労者等の顕彰
- (6) スポーツ施設の管理・運営
- (7) 各種スポーツ大会等への選手及び役員の派遣
- (8) 青少年のクラブ活動と団体の支援
- (9) 渋谷区等の地方公共団体や関連団体、関係機関との協力、連携
- (10) スポーツ振興に係る各種事業の受託
- (11) その他目的を達成するために必要な事業

(その他の事業)

第5条 本法人は、前条の事業の推進に資するため、次の事業を行う。

- (1) 物品販売に関する事業
- (2) その他前号に関連する事業

第3章 加盟団体

(加盟団体)

第6条 本法人は、次の各号の一に該当するものを、加盟団体とする。

- (1)主として渋谷区の区域をその構成範囲として結成された競技団体・種目団体等であつて、本法人に加盟したもの。
- (2)渋谷区役所の各出張所を単位とする地域スポーツ団体であつて、本法人に加盟したもの。
- (3)渋谷区内のスポーツを行う青少年団体であつて、本法人に加盟したもの。

(加盟)

第7条 新たに前条の加盟団体になろうとする団体は、理事会の議決を経て、加盟することができる。

- 2 前項により本法人に加盟することとなった団体は、別に定める加盟金を納入しなければならない。
- 3 加盟団体について必要な事項は、理事会において別に定める。

(分担金)

第8条 加盟団体は、理事会において別に定める分担金を毎年度納入しなければならない。

(退会)

第9条 加盟団体が退会しようとするときは、その理由を付して退会届を提出しなければならない。

- 2 加盟団体が、第6条に掲げる要件を欠いたとき、又は本法人の加盟団体として不適格と認められるときは、理事会の議決を得て、これを退会させることができる。

第4章 資産及び会計

(財産の拠出及びその価額)

第10条 設立者は、別表第1に記載された財産を、本法人のために拠出する。

(基本財産)

第11条 本法人の目的である事業を行うために不可欠な別表第1の財産は、本法人の基本財産とする。

- 2 基本財産は、本法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、やむを得ない理由によりその一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ評議員会において議決に加わることがで

きる評議員の3分の2以上に当たる多数の承認を得なければならない。

(事業年度)

第12条 本法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第13条 本法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て評議員会に提出し、承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類においては、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第14条 本法人の事業報告及び決算等については毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

(1) 監査報告

第5章 評議員

(評議員)

第15条 本法人に評議員3名以上10名以内を置く。

2 評議員のうち1名を評議員長とし、評議員会の決議により選定する。

3 評議員長は、評議員会の秩序を維持し、議事を整理する。

(評議員の選任及び解任)

第16条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号、以下「一般法人法」という。)第179条乃至第195条の規定に

従い、評議員会において行う。

(任期)

第17条 評議員の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 第15条第1項に規定する評議員の定数が欠けたときは、任期の満了又は辞任により退任した評議員は、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第18条 評議員に対して、各年度の報酬の総額が50万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

第6章 評議員会

(構成及び権限)

第19条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2 評議員会は、次の事項を決議する。

(1) 評議員並びに理事及び監事の選任及び解任

(2) 理事及び監事の報酬等の額

(3) 評議員に対する報酬等の支給の基準

(4) 各事業年度の収支予算書の承認

(5) 各事業年度の貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

(6) 定款の変更

(7) 残余財産の処分

(8) 基本財産の変更、処分又は除外の承認

(9) 評議員長の選任及び解任

(10) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

3 評議員会の議長は、評議員長がこれにあたる。

4 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規則による。

(開催)

第20条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

- 2 定時評議員会は、年 1 回毎事業年度終了後 3 か月以内に開催する。
- 3 臨時評議員会は、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第 2 1 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対して、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

第 2 2 条 理事長は、評議員会の開催日の一週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項及び議案の概要を記載した書面により招集の通知を発しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事長は、あらかじめ評議員に書面又は電子メール等の電磁的方法による承諾を得て、書面による前項の通知の発出に代えて、電磁的方法により招集の通知を発することができる。ただし、評議員の承諾は、評議員に対しあらかじめ招集通知に用いる電磁的方法の種類及び内容を示して得なければならない。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(決 議)

第 2 3 条 評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行われなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の変更、処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。この場合において、理事又は監事の候補者の合計数が第 2 5 条第 1 項に定める定数を上回るときには、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任するものとする。

- 4 理事が評議員会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意

の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

- 5 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第24条 評議員会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及び議事録作成者が、前項の議事録に記名押印する。

第7章 役員等

(種類及び定数)

第25条 本法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上15名以内

(2) 監事 3名以内

- 2 理事のうち1名を理事長とする。また理事長を除き2名以内を副理事長、1名を専務理事、2名以内を常務理事とすることができる。

- 3 前項の理事長を一般法人法上の代表理事とし、代表理事以外の副理事長、専務理事、常務理事を一般法人法上の業務執行理事とする。

(選任等)

第26条 理事及び監事は、評議員会の決議により選任する。

- 2 理事長、副理事長、専務理事、常務理事は、理事会の決議により、理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第27条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、本法人の職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款の定めるところにより、本法人を代表し、その業務を執行し、副理事長、専務理事、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、本法人の業務を分担執行する。

- 3 理事長、副理事長、専務理事、常務理事は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第28条 監事は、理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

4 役員は、任期満了又は辞任後においても、第25条第1項に定める定数が欠けたときは、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された者が就任するまでは、その権利義務を有する。

(役員解任)

第30条 理事又は監事が次の各号の一に該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1)職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき、その他理事又は監事たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(2)心身の故障のため職務の執行に支障があり、又はこれに堪えられないと認められるとき。

2 前項の規定により解任しようとするときは、評議員会において決議する前に、その理事又は監事に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第31条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める役員報酬総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給基準については、評議員会の決議により別に定める。

(責任の免除又は限定)

第32条 本法人は、役員（役員であった者を含む。）の一般法人法第198条において準用する同法第114条第1項の規定により、同法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から

法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 本法人は、理事（業務執行理事又は本法人の使用人でないものに限る。）及び監事との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

(会長等)

第33条 本法人に、会長1名、副会長3名以内を置くことができる。

- 2 会長及び副会長は、理事会で推薦し、理事長が委嘱する。
- 3 会長は、本法人の儀礼的な行為を行うほか、本法人の事務の執行に関し、必要な助言を行うことができる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長の代行として本法人の儀礼的な行為を行うとともに、本法人の事務の執行に関し、必要な助言を行うことができる。
- 5 会長及び副会長は、評議員会並びに理事会の求めに応じ出席し又は意見を述べることができる。
- 6 本法人に名誉会長及び顧問を置くことができる。
- 7 名誉会長及び顧問は、理事会の推薦により理事長が委嘱する。
- 8 名誉会長及び顧問は、重要事項について、理事長の諮問に応じて意見を述べるができる。
- 9 会長、副会長、名誉会長及び顧問は無報酬とする。
- 10 会長、副会長、名誉会長及び顧問に対しては、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給基準については、評議員会の決議により別に定める。
- 11 会長、副会長、名誉会長、顧問に関し、選任方法、任期等その他必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第8章 理事会

(構成)

第34条 理事会はすべての理事をもって構成する。

- 2 理事会の議長は理事長とする。

(権限)

第35条 理事会は次の職務を行う。

- (1) 本法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 理事長、副理事長、専務理事、常務理事の選定及び解職

(4)その他法令又はこの定款で定める事項

(招集)

第36条 理事会は理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第37条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときはその限りではない。

3 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、第27条第3項による報告には適用しない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、出席した理事長及び監事が記名押印する。

(理事会規則)

第39条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において別に定める。

第9章 会議・委員会

(常務理事会)

第40条 本法人に常務理事会を置く。

2 常務理事会は、理事長、副理事長、専務理事、常務理事で構成する。

3 常務理事会は次に掲げる事項を行う。

(1) 本法人の組織運営等に関する重要な事項を議論し、検討結果を理事会に報告する。

(2) 本法人の業務運営において課題となっている事項について議論し、解決策の案を理事会に提案する。

(3) その他理事会の諮問に応じた事項について検討する。

4 常務理事会に関する事項は、この定款に定めるもののほか、理事会において別に定

める。

(加盟団体代表者会議)

第41条 本法人に、各加盟団体から1名ずつ選出された代表者により構成する加盟団体代表者会議を置く。

- 2 加盟団体代表者会議は、理事会に対して意見を述べ、提案・助言等を行うことができる。
- 3 加盟団体代表者会議に関する事項は、この定款に定めるもののほか、理事会において別に定める。

(加盟団体運営委員会)

第42条 本法人に、各加盟団体から選出された運営委員により構成する加盟団体運営委員会を置く。

- 2 加盟団体運営委員会には、本法人の事業実施に関するテーマに応じて部会を設置することができる。
- 3 加盟団体運営委員会は、本法人の事業実施にあたって運営委員の意見等をまとめ、理事会に提案及び助言をすることができる。
- 4 加盟団体運営委員会に関する事項は、この定款に定めるもののほか、理事会において別に定める。

(各種委員会の設置)

第43条 本法人には、理事会の議決を経て、各種委員会を設けることができる。

- 2 各委員会は第4条に規定する事業の運営に関して、必要に応じ協議し、調査、審査をする。

(各委員会の名称等)

第44条 各委員会の名称、委員、その他必要な事項は、理事会が別に定める。

(委員長)

第45条 各委員会には委員長を置き、理事長が委嘱する。

第10章 事務局

(設置等)

第46条 本法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の承認を得て理事長が任免し、事務局長以外の職員は、理事長

が任免する。

4 事務局及び職員に関する事項は、理事会が別に定める。

第11章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第47条 この定款は、評議員会において、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって決議することにより変更することができる。

2 前項の規定は、第3条、第4条、第5条及び第16条についても適用する。

(合併等)

第48条 本法人は、評議員会において、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって決議することにより、他の一般法人法上の法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第49条 本法人は、基本財産の滅失その他の事由による本法人の目的である事業の成功の不能、その他法令で定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第50条 本法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金の非分配)

第51条 本法人は、剰余金の分配を行わない。

第12章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 本法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第13章 補則

(委任)

第53条 この定款に定めるもののほか、本法人の運営に必要な事項は、評議員会又は理事会の決議により別に定める。

第14章 附 則

(設立時の評議員)

第54条 本法人の設立時評議員は、次に掲げる者とする。

設立時評議員 星香里、加藤久明、高橋義雄

(設立時の役員等)

第55条 本法人の設立時理事、設立時理事長、設立時監事は、次に掲げる者とする。

設立時理事 藤田俊哉、三浦裕子、大日方邦子

設立時理事長 藤田俊哉

設立時監事 石田通野

(最初の事業計画等)

第56条 本法人の設立当初年度の事業計画及び収支予算は、第13条第1項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

(最初の事業年度)

第57条 本法人の最初の事業年度は、本法人成立の日から令和7年3月末日までとする。

(設立者の氏名又は名称及び住所)

第58条 設立者の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

住 所 東京都渋谷区西原一丁目40番18号渋谷区スポーツセンター内

設立者 一般社団法人 渋谷区体育協会

住 所 東京都渋谷区宇田川町1番1号

設立者 渋谷区

(法令の準拠)

第59条 この定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

別表第1：設立者が拠出する財産及び価額・基本財産

設立者	設立者住所	財産の種別	数量等
一般社団法人 渋谷区体育協会	東京都渋谷区西原一丁目40番18号 渋谷区スポーツセンター内	金銭	金150万円
渋谷区	東京都渋谷区宇田川町1番1号	金銭	金150万円